

三愛 view

発行所：三船病院相談室
 創刊日：2003年8月15日
 〒763-0073
 香川県丸亀市柞原町366
 Tel 0877-23-2341
 Fax 0877-23-2344



「精神保健福祉法の歴史と令和4年の改正について」

三船病院 院長 三船 義博

令和4年12月に精神保健福祉法が改正され、令和6年4月（一部は令和5年4月）に施行されました。精神保健福祉法とは精神障害者の医療と保護、および国民のこころの健康の増進を目的とした法律です。

さて、ここで我が国の精神保健福祉の歴史について振り返ってみましょう。明治33年、精神病者監護法が制定されました。これは座敷牢をつくって精神障害者を私宅監置（家に閉じ込めておく）するものであり、この状況のみて呉修三は精神病と座敷牢を「二重の不幸だ」と指摘したのは有名です。そのこともあり、大正8年、精神病院法が制定され、精神科病院の設置が義務付けられました。しかし設立された精神科病院の数は限られ、有効な治療法もなく、私宅監置は続けられていました。昭和25年、精神衛生法の制定により、私宅監置が廃止され、各都道府県に精神科病院がつけられました。この頃ようやくクロルプロマジン、ハロペリドールなどの抗精神病薬が開発され、薬物治療が行われるようになりました。しかし入院の手続きが十分定められておらず、人権侵害が著しかったといわれています。昭和59年、宇都宮病院事件（入院中の患者が看護職員によって暴行を受け死亡する事件）によって精神障害者の人権擁護を求める声が高まり、昭和62年、精神保健法が制定されました。人権が重視されるようになり、精神障害者本人の意思による任意入院制度が創設されました。驚くべきことにこのときまで、本人の意思による入院という制度がなかったのです。そして入院の法的手続きも厳密化され、強制入院や行動制限の権限を持つ精神保健指定医制度が導入されました。平成5年、障害者基本法により知的障害者と身体障害者のみならず精神障害者も福祉の対象になりました。その影響を受けて、平成7年、精神保健福祉法という現在の名称となり「精神障害者の自立と社会参加」が重視されるようになりました。その後、平成11年、平成14年、平成25年の改正を経て、令和4年12月に改正されることとなりました。この間、長期入院が問題化され「入院医療から地域生活への移行の推進」がうたわれ、「地域の受け皿づくりのあり方」が検討課題として挙げられました。

三船病院では、平成18年から平成26年にかけて退院を促進し、その結果、病床は567床から328床にまで減少しました。そして現在は、地域ぐるみで精神障害者を支えられる社会が求められています。

今回の精神保健福祉法の改正は、患者さんの人権により配慮し、地域生活への移行を促進する方向性が示されたものになっています。精神障害者は隔離収容の歴史があり、差別や偏見が未だに根強く残っており、虐待等の人権侵害の一因となっていたと思われます。今回、虐待防止の研修や相談体制の整備等が義務付けられたことは、大変意義のあることで、これまで明るみにならなかった虐待の芽を摘むことができるのではないかと期待しています。

精神保健福祉法の改正内容は難解で煩雑な面もありますが、我々医療者がしっかりと理解し、より良い医療や支援を患者さんに提供できるように努めてまいります。

令和6年（2024年）4月1日から新しく

精神保健福祉法が わかりました！

開始

医療保護入院の入院期間の法定化

- 医療保護入院の入院期間が、最長6か月となりました。
- ただし、精神保健指定区による診察の結果、医療保護入院の継続が必要と判断された場合、医療保護入院者退院支援委員会を招集し、家族等の同意（市町村長同意も含む）を得た場合に、入院期間が更新されることになりました。

開始

精神科病院での虐待の通報制度の新設

- 精神科病院で働く人からの患者さんに対する虐待について、都道府県等への届出や通報の制度ができました。

開始

入院者訪問支援事業の新設

- 所定の研修を修了した入院者訪問支援員が、患者さんの希望に応じて病室を訪問し、丁寧にお話を聞き、必要な情報を提供する制度ができました。
- ※患者さんとは、市町村長同意で医療保護入院をしている方を指します。
- ※本事業の実施状況等は、都道府県等により異なります。

改正

地域生活への移行の促進

- 退院後生活環境相談員（退院支援の担当者）が、措置入院の場合でも必ず選任されることになりました。
- 措置入院・医療保護入院のどちらの場合でも、地域援助事業者の紹介を受けられるようになりました。



くわしくは、あなたの所属の退院後生活環境相談員、または病院の職員におたずねください！

厚生労働省



【令和5年4月施行分】

①家族が虐待等の加害者である場合の対応

医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」から、DV や虐待の加害者を除くことが明記されました。

②入院患者への告知に関する見直し

措置入院(緊急措置入院を含む)、医療保護入院を行う際の告知を、患者さん本人だけでなくその家族にもすることが必要となりました。また、「入院措置を採る理由」を告知することが定められました。

③精神保健指定医の新規指定申請

令和5年4月1日以降に精神保健指定医の新規申請を行う場合には、精神保健指定医の研修の有効期間が従来の1年から3年に変更となりました。

【令和6年4月施行分】

①医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き

医療保護入院の入院期間が定められることになりました。入院期間は入院後6カ月を経過するまでは3カ月、6カ月を経過した後は6カ月となりました。精神保健指定医の診察の結果、患者さんに同意能力がなく(任意入院ができない)、入院の必要があると判断した場合に限り、以下の3要件を満たすことで入院の期間が更新できることとなりました。

- ・対象患者への退院支援委員会の開催
- ・家族等に連絡した上で、同意を確認
- ・更新届の提出

②家族が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取扱い

医療保護入院に際して、家族等が同意、不同意の意思表示を行わない場合、医療機関は市町村長同意の申請ができるようになりました。

③地域生活への移行を促進するための措置

これまで医療保護入院者に対して選任されていた退院後生活環境相談員について、措置入院者に対しても選任することが義務化されました。また、患者さん本人またはその家族等から求めがあった場合、医療保護入院者と措置入院者が地域生活に移行できるよう相談援助を行う地域援助事業者の紹介を行うことが、医療機関に対して義務化されました。

④入院者訪問支援事業

市町村長同意による医療保護入院者を中心に、患者さん本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員が派遣されるようになりました。訪問支援員については、都道府県等が選任し、研修を実施することになりました。

⑤措置入院時の入院必要性に係る審査

従来から、医療保護入院時にその必要性について精神医療審査会で審査がされてきましたが、措置入院時にも入院必要性について審査が行われるようになりました。

⑥医療機関における虐待防止の措置の義務化

病院の管理者は、虐待防止のための研修を行ったり、相談体制の整備をしたりする必要があり、指定医はそれに協力しなければならないことが定められました。

⑦虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが都道府県に通報することが義務化されました。都道府県が必要と判断した場合、実地審査において指定医の診察を行うことができ、都道府県知事は、報告や診療録等の提出を命じ、立ち入り検査を行うことができます。その結果、都道府県知事は改善計画や必要な措置を命じることができます。また、毎年度、業務従事者による障害者虐待等の状況を公表することになります。



【虐待防止への取り組み】

事務長 北村 直幹

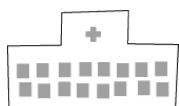
三船病院では、『病院の愛、家族の愛、社会の愛(三愛)に包まれた患者様の医療を目指します』という病院理念のもと、我々スタッフは日々の業務にあたっています。「愛」という言葉を口に出して言うとは何か恥ずかしくなったり、優しい気持ちになったり、あまり頻繁に発すると胡散臭く感じる時もありますが、表現としては相手を大切に思う気持ちのことだと思います。人は病気になると体調を崩し、気分が落ち込みます。そのような状態の患者様が病院を訪れた際、我々スタッフは患者様を大切に思う気持ちでもって治療のサポートをすることを心掛けています。

そうした中当院を含む精神科病院における障害者の虐待防止対策を強化する為に精神保健福祉法が改正され、令和6年4月より「医療機関における虐待防止の措置の義務化」が施行されました。具体的には、虐待防止に関する意識向上のために従事者への研修の実施と普及啓発の推進、虐待に関する相談窓口や対処の為に体制を整備することです。

精神保健福祉法における「虐待」とは、暴力等による「身体的虐待」、わいせつな行為等による「性的虐待」、暴言や圧力による「心理的虐待」、行動の制限等による「ネグレスト」、金銭等の不当な制限等による「経済的虐待」等が挙げられます。このような虐待は立場の強い者から立場の弱い者に対して行われることが多く、特に精神科病院の医療の現場においては、患者様とスタッフの間で意思疎通やコミュニケーション不足などから立場の上下関係が生まれやすく、これまで度々事件としてマスコミ等で取り上げられて来ました。こうした背景から今回法改正が行われたわけですが、冒頭にも書いたとおり三船病院では患者様に愛情をもって接することを掲げています。虐待というものがあるはならない事は当然ですが、発生させない為にも一人一人のスタッフがより一層の意識向上、言動の確認を徹底し、患者様のサポートに尽力してまいります。



三船病院医師からのメッセージ...



『大切に過ごしたい最後のとき』



医師 志田 みなみ

2回の産育休をいただき、現在1歳ともうすぐ3歳の元気な兄弟を育てています。平日の夜はほぼワンオペ育児で大変なこともあります。保育園にお迎えに行くといつも2人が笑顔で迎えてくれるのが日々の励みにもなっています。2人目が生まれてからは毎日がよりせわしく過ぎていき、気がつけば次男は這い、座り、立って歩き始め、普通食を食べ、夜通し寝てくれるようになりました。長男もこの1年でズボンが自分で履けるようになり、スプーンやフォークも上手に使えるようになるなど少しずつ身のまわりのことができるようになり、まだ拙いながらも沢山お喋りをしてくれるようになりました。

『最後とは知らぬ最後が過ぎていく その連続と思う子育て』

歌人の俵万智さんの歌です。これを読んだとき、私は長男の最後の授乳のことを思い出しました。長男が1歳になる少し前、夜中に1時間おきに泣いて起こされるようになり、毎晩うんざりしながら授乳していたのですが、ある日体力的にも限界を迎え、突然断乳したのでした。大変な授乳期間でしたが、いざ終わってしまうと、申し訳ない気持ちと寂しい気持ちとでいっぱいになりました。あの晩が最後だと知っていたら、もっと優しい気持ちでいられたのになあと思いました。

「最後とは知らぬ最後が過ぎていく」。これは子育てに限ったことでもないように思います。何気ない日常の繰り返しに思えて、ある日突然終わる事が沢山あり、後悔が少ないよう日々を大切に過ごしていきたいです。





【就労移行支援みなみでの活動～就職者の集いについて】

精神保健福祉士 高嶋 晃己

就労移行支援みなみでは、障害のある方が一般企業を目指して訓練しています。平成26年4月に開所し、今年で10年目を迎えました。定員は15名で利用者は現在12名です。これまでに70名以上の方が一般就労されました。

みなみでは、作業や座学を通して就職し継続するための基礎的なスキルを身につけることを目指します。内容は、JS T、座学やグループワーク、外部講師、契約企業での作業等を通して希望や課題を整理します。その後、ナビゲーションブックや履歴書の作成、ハローワークでの求職活動に関する支援、現場実習という流れで就職へと向かいます。様々な経験を通して、自己理解を深めるとともに苦手と感じる課題にも取り組み、得意なことを伸ばせられるよう個別相談を随時行っています。また職業訓練を行うだけでなく、就職支援から就職後の就労定着支援まで一貫した支援を受けられます。

みなみでは就労定着支援の利用者を対象に「就職者の集い」を開催しています。コロナの影響で中止されていましたが、今年は3年半ぶりに開催することができました。20名近くの方が集まり、利用者同士で会食をしながらお互いの近況などを話し合っていました。参加された方からは「初めて会う方もいて上手く話せるか緊張しましたが、みなみまでの活動を懐かしんだり、仕事で大変なことなどを話し合ったりしていると、自然と緊張もほぐれました。また今回も参加したいです。」との話がありました。職場以外の交流が少ない方も多く、今後も就職者同士で繋がり、話し合えるような場を企画し提供していきたいと思えます。



三愛会 トピックス



《編集後記》

薫風かおる爽やかな季節となった5月、5年ぶりに5月フェスタが開催され、大勢の方のご参加を頂き、演芸会やバザー也大盛況に終わることができました。家族教室も予想をはるかに超えた人数で、皆様の関心の高さを実感しました。ご協力頂きました皆様にお礼申し上げます。 (三船病院相談室MHSW)

三船病院
5月フェスタ
2024年5月12日(日)

☆催し物☆
☆演芸会 9:40~10:30 (三船会館)
・ゲスト歌手公演
「クワトロ・フォーリー」
・レクリエーション

☆医師による「統合失調症」のお話し
11:00~12:00

☆バザー 9:00~13:00
・たこ焼き ・大判焼き
・抹茶 ・フライドポテト
・アイスクリン ・ジュース
・喫茶(ケーキ・プリンアラモード)
・花苗 など

☆癒やしのマッサージ(無料)
☆うどん・すし(無料) 10:30~

どなたさまもお気軽にお立ち寄りください